○金融庁告示第　　号

預金保険法施行令（昭和四十六年政令第百十一号）第二十九条の四第二項第十号の規定に基づき、特定認定に係る金融機関等が国内において保有すべき資産として適当と認められる資産を次のように指定し、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年　　月　　日）から適用する。

平成二十六年　　月　　日

金融庁長官　畑中龍太郎

一　債券の売戻条件付売買（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百十条第一項第二号ロに規定する売戻条件付売買をいう。）又は現金担保付有価証券借入（現金を担保として行う有価証券の借入れをいう。）について、国内に住所及び居所を有しない者に対する受渡代金に相当する額の債権又は差入担保金

二　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）別紙様式第四号中の貸借対照表の買入手形勘定に計上されるもの

三　銀行法施行規則別紙様式第四号中の貸借対照表の割引手形勘定に計上されるもの

四　銀行法施行規則別紙様式第四号中の貸借対照表の土地建物動産勘定に計上されるもの